

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除
根拠法令(例規)及び条項		学校教育法第 18 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 22 年法律第 26 号
関 係 条 項		同法第 17 条 学校教育法施行規則第 34 条
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
審 査 基 準	基 準	法第 18 条の規定による。 第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学省大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。 【病弱、発育不完全】 特別支援学校における教育に耐えることができない程度（治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者） 【その他やむを得ない事由】 1 児童生徒の失踪 2 児童自立支援施設又は少年院に収容されたとき 3 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合 4 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき 5 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	30 日

備	考
---	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		小学校又は中学校の変更
根拠法令(例規)及び条項		学校教育法施行令第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 28 年政令第 340 号
関 係 条 項		同施行令第 5 条第 2 項、同施行令第 9 条第 1 項
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
審 査 基 準	基 準	【政令第 8 条の規定】 第 8 条 市町村の教育委員会は、第 5 条第 2 項（第 6 条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。 （基準については、美唄市立小・中学校の区域外通学に関する取扱要綱（平成 24 年 12 月 20 日教育委員会庁達第 8 号）第 3 条に基づき審査する。）
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		区域外就学等の承諾
根拠法令(例規)及び条項		学校教育法施行令第 9 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 28 年政令第 340 号
関 係 条 項		同施行令第 5 条第 2 項、同施行令第 8 条
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
審 査 基 準	基 準	【政令第 9 条第 1 項の規定】 第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 (基準については、美唄市立小・中学校の区域外通学に関する取扱要綱（平成 24 年 12 月 20 日教育委員会庁達第 8 号）第 3 条に基づき審査する。)
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		